

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市中心身障害児感覚機能訓練事業補助金
補助事業等の目標	通所施設を利用する心身障害児の心身機能の発達を図るため、感覚機能訓練の実施に要する費用の一部を助成し、早期療育を支援することを目的とする。
補助事業等の対象者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する福祉型児童発達支援センター
補助対象経費	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、訓練に関する専門的な知識及び技術を有する者が実施する運動機能訓練、日常動作訓練、音声・言語機能訓練、摂食・嚥下機能訓練、遊戯療法、音楽療法等に対して補助する。ただし、当該施設の従事者により訓練を実施する場合は、本事業の対象としない。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	5,250円に実施延べ時間を乗じて算出する。実施延べ時間は、時間単位とし、少数点未満は切り捨てるものとする。 ただし、1施設当たりの限度額を630,000円とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 障害児の早期療育を支援するために、補助率1/2を超えて補助する事が必要。
補助事業等の評価	補助事業者からの事業実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成24年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 障害者福祉支援策として、3年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	・補助事業が完了したときは、心身障害児感覚機能訓練事業実績報告書（様式第5号-1）を提出すること。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

平成24年 4月 1日 制定

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）